

紹介

猪飼隆明著

『近代日本におけるハンセン病

政策の成立と病者たち』

「終身離島隔離」、これが「癩予防法」違憲訴訟の最中であつた一九九〇年代後半と二〇〇〇年代初頭の、近代日本におけるハンセン病研究において最も重要なキーワードであつた。ハンセン病という、当時の専門家らはずでにその伝染力の低さを承知していた慢性伝染病の患者たちをなぜ終身離島隔離したのか、なぜそのような法が制定され、戦後まで続いて来られたのかを、近代日本社会の「ファシズム」への歩みという観点から究明しようとしたのである。

ところが、本書『近代日本におけるハンセン病政策の成立と病者たち』で猪飼隆明氏は、その「癩予防法」違憲訴訟の場に取り出された歴史的事実に対する判断が性急ではなかつたのかという問題意識をもつて、今まで藤野豊氏らの研究者により当時日本の「ファシズム」への路線上で語られてき

た「癩予防二関スル件」の制定過程の再検討と、その法律の下における「九州療養所」の患者生活の実際を追つて、「癩予防二関スル件」とその下での患者の歴史的事実を明らかにしようとした。

本書の内容は大きく二部で構成されている。第一部は、「法律十一号「癩予防二関スル件」の歴史的考察」と題され、まず「癩予防法」違憲訴訟における法廷上の主張と論理を追いかけた。その後、「癩予防法」の制定と「終身離島隔離」という近代日本のハンセン病患者の待遇に深く関わつていたと考えられる光田健輔のハンセン病認識を取り上げながら、明治四十年に「癩予防二関スル件」が制定される過程をたどつて

いる。著者は、「癩予防二関スル件」の根本や制定精神においては、「癩予防法」とは違い、全患者の終身隔離を目指していたわけではなく、むしろ当時全国で流浪する患者や、保護者がなくて適切な治療を受けられない患者を対象とした救恤的なものであつたことを、四つの章を通じて明らかにした。

その後、第二部「九州療養所と患者自

治」では、九州全域と沖縄県まで含む第五区のハンセン病療養所として「九州療養所」の設置と実像を検討した。

殊に、「菊池恵楓園五十年史」や九州療養所（現菊池恵楓園）の大正と昭和年間の『統計年報』を用い、患者自治会の成立や自治会で運営した売店、早蕨団という自治会倶楽部などの自治会の活動を丁寧に描くことによつて、「九州療養所」の患者生活の實際を鮮やかに提示している。

なお、所内での文芸活動が患者生活に及んだ影響に注目して、所長の河村正之が療養所の設立初から毎月「檜の影会」という運座を開いて患者の間に俳句を励まし、一方、医官であり歌人でもある内田守人に指導をうけた患者たちが、自発的に「檜の影」という短歌・俳句同人誌を發行したことや、ついには彼らの文芸が一般社会で出版されたことを取り上げて、このような文芸活動によつて一般社会ではその構成員として認識さえされていながつた患者たちが「棄民ではなく、社会の一員であることを、自らの手で勝ち取つた」という意義を見出し

ている。本書は、「九州療養所」という限定され

た場所ではあるが、所内での売店運営・養鶏・養豚等の実用的な面から、文芸・娯楽という精神・思想的な面までの患者生活の様々な側面に対する理解を深めるものであり、研究者だけではなく幅広い分野の人々に読んでいただきたい良書である。

(A5判 四二八頁 二〇一六年一月)

校倉書房 税別一〇〇〇〇円)

(扨素研 京都大学大学院文学研究科

博士後期課程)